

緊急の事態への対処等に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項項目(案)

1. 基本的考え方

- ・ 食品の安全性の確保は、国民への健康への悪影響の未然防止が最も重要
- ・ 農場から食卓につながるフードチェーンを通じた情報収集、状況把握の必要性
- ・ 関係府省の十分な連絡・連携の必要性
- ・ 消費者への適切・迅速な情報開示

2. 緊急時の情報連絡体制

- ・ 平時からの都道府県、保健所などを通じた食品事故などの情報収集・伝達体制の整備
- ・ 関係府省間における緊急事態として通報を要する場合とそのルートの確立

3. 緊急対策本部の設置

- ・ 緊急対策本部を必要に応じ適切に設置
- ・ 緊急事態に対応するための関係行政機関における組織体制の整備

4. 緊急時対応の方法及びマニュアルの作成

- ・ 食品安全委員会と関係行政機関は連携して、国がとるべき対応について緊急時対応マニュアルを作成・公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成

(案) 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

条 文	検討項目	現 状	今後の方向
<p>(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等) 第14条 この条に定めることとして、この条に基づき、厚生労働省は、食の安全に関する事項を所管する関係機関に要請をすることがある旨を、関係機関を通じて、関係機関に要請することができる。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 緊急時の情報連絡体制</p> <p>3. 緊急対策本部の設置</p> <p>4. 緊急時対応の方法及びマニュアルの作成</p>	<p>食の安全に係る緊急事態発生時に、関係機関に要請をすることがある旨を、関係機関に要請することができる。</p>	<p>食の安全に係る緊急事態発生時に、関係機関に要請をすることがある旨を、関係機関に要請することができる。</p>